

・産業廃棄物の受入条件

- ・長野県の再生骨材に関する安全性の条件を満たす廃棄物であること。
- ・異物(土砂・コンクリート塊・木材・防水シートなど)が混入しないこと。
- ・直径30cm以下であること。
- ・受入時間は通常午前8時から午後5時までとしますが、通常時間外は事前に連絡をいただければ受入致します。(協議必要)

・再生品目及び売却先

再生品目	売却先
・再生粒状材 (25-0mm)	建設会社等
・再生路盤材 (40-0mm)	建設会社等
・再生骨材 (13-0mm)	自社使用(合材)

・許可番号

- ・ 2023022096

・事業の範囲

- ・中間処理 (破碎)

・破碎する産業廃棄物

- ・がれき類 (特定有害産業廃棄物であるものを除く)

・事業の用に供する施設

・種類	がれき類の破碎施設
・設置場所	飯田市久米2217-4他
・設置年月日	平成元年7月20日
・処理能力	400トン / 日
・許可年月日	平成13年2月1日
・許可番号	82162